

令和2年3月27日

排出事業者の皆様へ

東京都環境局

排出事業者責任の徹底について

平素から、都の資源循環行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、都に産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された法人が、解体工事現場から排出された産業廃棄物を、許可があるかのように装い、無許可で区部の中間処理施設などに運搬し、警視庁に検挙されたとの報道がありました。

本事案においては、上記法人に委託をした排出事業者についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項違反（委託基準違反）により、書類送検されております。

法第3条においては、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とする、いわゆる、排出事業者責任を明確かつ厳格に定めております。

皆様におかれましては、既に十分にご承知の事と存じますが、今回のような不適正事案を根絶させるため、また、コンプライアンス推進の観点から、より一層の排出事業者責任の徹底に向けて、引き続きご協力をお願いします。

以上

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課

規制監視担当 03-5388-3589

不法投棄対策担当 03-5388-3446